

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	住民基本台帳ネットワークに関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

鹿児島県は、住民基本台帳ネットワークに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

- ・住民基本台帳ネットワーク(以下「住基ネット」という。)において、住民基本台帳法(以下「住基法」という。)に基づき、市町村から住民の本人確認情報に関する通知を受け、都道府県サーバに都道府県知事保存本人確認情報として保有する。都道府県知事保存本人確認情報は、4情報(「氏名、住所、生年月日、性別」をいう。以下同じ。)、個人番号、住民票コード及びこれらの変更情報に限定される。
- ・住基ネットにおいて、住基法に基づき、市町村から附票本人確認情報に関する通知を受け、都道府県附票サーバに都道府県知事保存附票本人確認情報として保有する。都道府県知事保存附票本人確認情報は、4情報、住民票コード及びこれらの変更情報に限定される。
- ・住基ネットは、専用回線を使用し、地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)が管理するファイアウォールにより厳重な通信制御、IDSによる侵入検知、通信相手となるコンピュータとの相互認証を行っているほか、独自のアプリケーションを用いる等、厳格な不正アクセス対策を講じている。また、内部による不正利用の防止のため、操作者及びアクセス権限を限定し、生体認証による操作者認証、アクセス権限の適切な管理等の対策を講じている。
- ・都道府県サーバ及び附票都道府県サーバは、全都道府県分を1拠点(都道府県サーバ集約センター)に集約し、その運用・監視を機構に委託している。

評価実施機関名

鹿児島県知事

公表日

令和7年9月8日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務				
①事務の名称	住民基本台帳ネットワークに関する事務			
②事務の概要	住民基本台帳ネットワークに関する事務は、「1. 本人確認情報の管理及び提供等に関する事務」及び「2. 附票本人確認情報の管理及び提供等に関する事務」に分かれる。 1. 本人確認情報の管理及び提供等に関する事務 鹿児島県は、住基法に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム(住基ネット)を市町村と共同して構築している。			
③システムの名称	(1)住民基本台帳ネットワークシステム (2)附票連携システム			
2. 特定個人情報ファイル名				
(1)都道府県知事保存本人確認情報ファイル (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル				
3. 個人番号の利用				
法令上の根拠	住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号) ・第7条(住民票の記載事項) ・第12条の5(住民基本台帳の脱漏等に関する都道府県知事の通報) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の7(都道府県知事から機構への本人確認情報の通知等) ・第30条の8(本人確認情報の誤りに関する機構の通報) ・第30条の11(通知都道府県以外の都道府県の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の15(本人確認情報の利用) ・第30条の22(市町村間の連絡調整等) ・第30条の32(自己の本人確認情報の開示) ・第30条の35(自己の本人確認情報の訂正) ・第30条の44の6第3項(都道府県知事保存附票本人確認情報(住民票コードに限る。))の利用			
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携				
①実施の有無	[実施しない]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定		
②法令上の根拠				
5. 評価実施機関における担当部署				
①部署	総務部市町村課			
②所属長の役職名	課長			
6. 他の評価実施機関				
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求				
請求先	総務部 市町村課 郵便番号890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号 電話番号 099-286-2338			

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	総務部 市町村課 郵便番号890－8577 鹿児島市鴨池新町10番1号 電話番号 099-286-2338
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[30万人以上]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び全項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [O]接続しない(入手) [O]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
		[] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行っている。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 特に力を入れて行っている <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠		

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月27日	I－5 ① 部署	鹿児島県総務部市町村課	総務部市町村課	事後	定期見直しに係る修正。(軽微な修正)
平成28年4月27日	I－5 ② 所属長	課長 寺地浩一	課長 地頭所 恵	事後	定期見直しに係る修正。(軽微な修正)
平成28年4月27日	I－7 請求先	鹿児島県総務部市町村課	総務部 市町村課 行政係 郵便番号890－8577 鹿児島市鴨池新町10番	事後	定期見直しに係る修正。(軽微な修正)
平成28年4月27日	I－8 請求先	鹿児島県総務部市町村課	総務部 市町村課 行政係 郵便番号890－8577 鹿児島市鴨池新町10番	事後	定期見直しに係る修正。(軽微な修正)
平成28年4月27日	II－1	平成27年1月1日時点	平成28年1月1日時点	事後	定期見直しに係る修正。(軽微な修正)
平成28年4月27日	II－2	平成27年1月1日時点	平成28年1月1日時点	事後	定期見直しに係る修正。(軽微な修正)
平成29年4月28日	I－5 ② 所属長	課長 地頭所 恵	課長 房村 正博	事後	定期見直しに係る修正。(軽微な修正)
平成29年4月28日	II－1	平成28年1月1日時点	平成29年1月1日時点	事後	定期見直しに係る修正。(軽微な修正)
平成29年4月28日	II－2	平成28年1月1日時点	平成29年1月1日時点	事後	定期見直しに係る修正。(軽微な修正)
平成30年5月31日	II－2	平成29年1月1日時点	平成30年1月1日時点	事後	定期見直しに係る修正。(軽微な修正)
平成30年5月31日	I－5 ② 所属長の役職名	課長 地頭所 恵	課長	事後	定期見直しに係る修正。(軽微な修正)
令和1年6月24日	IV リスク対策	項目なし	項目追加(様式の改正による)	事後	
令和1年6月24日	II－1	平成30年1月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	定期見直しに係る修正。(軽微な修正)
令和1年6月24日	II－2	平成30年1月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	定期見直しに係る修正。(軽微な修正)
令和2年5月25日	II－1	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	再実施に係る修正。(軽微な修正)
令和2年5月25日	II－2	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	再実施に係る修正。(軽微な修正)
令和2年5月25日	I－7	総務部 市町村課 行政係 郵便番号890－8577 鹿児島市鴨池新町10番	総務部 市町村課 郵便番号890－8577 鹿児島市鴨池新町10番	事後	再実施に係る修正。(軽微な修正)
令和2年5月25日	I－8	総務部 市町村課 行政係 郵便番号890－8577 鹿児島市鴨池新町10番	総務部 市町村課 郵便番号890－8577 鹿児島市鴨池新町10番	事後	再実施に係る修正。(軽微な修正)
令和3年5月28日	II－1	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	定期見直しに係る修正。(軽微な修正)
令和3年5月28日	II－2	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	定期見直しに係る修正。(軽微な修正)
令和4年6月2日	I－7	総務部 市町村課 郵便番号890－8577 鹿児島市鴨池新町10番	総務部 市町村課 郵便番号890－8577 鹿児島市鴨池新町10番	事後	定期見直しに係る修正。(軽微な修正)
令和4年6月2日	I－8	総務部 市町村課 郵便番号890－8577 鹿児島市鴨池新町10番	総務部 市町村課 郵便番号890－8577 鹿児島市鴨池新町10番	事後	定期見直しに係る修正。(軽微な修正)
令和4年6月2日	II－1	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	定期見直しに係る修正。(軽微な修正)
令和4年6月2日	II－2	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	定期見直しに係る修正。(軽微な修正)
令和5年12月20日	表紙 評価書名	住民基本台帳ネットワークに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務 基礎項目	住民基本台帳ネットワークに関する事務 基礎項目評価書	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正
令和5年12月20日	表紙 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	鹿児島県は、住民基本台帳ネットワークに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事	鹿児島県は、住民基本台帳ネットワークに関する事務における特定個人情報ファイルの取扱	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正
令和5年12月20日	表紙 特記事項	・住民基本台帳ネットワーク(以下「住基ネット」という。)において、住民基本台帳法(以下「住	・住民基本台帳ネットワーク(以下「住基ネット」という。)において、住民基本台帳法(以下「住	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正
令和5年12月20日	I－1 ②事務の概要	住民基本台帳ネットワークに関する事務は、	住民基本台帳ネットワークに関する事務は、	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正
令和5年12月20日	I－1 ③システムの名称	住民基本台帳ネットワークシステム	(1)住民基本台帳ネットワークシステム (2)附票連携システム	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正
令和5年12月20日	I－2	都道府県知事保存本人確認情報ファイル	(1)都道府県知事保存本人確認情報ファイル (2)都道府県知事保存附票本人確認情報フ	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正
令和5年12月20日	I－3	住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号)	住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号)	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正
令和5年12月20日	I－8	[] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査	[○]自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査	事後	再実施に係る修正。(軽微な修正)
令和5年12月20日	II－1	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	再実施に係る修正。(軽微な修正)
令和5年12月20日	II－2	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	再実施に係る修正。(軽微な修正)
令和6年8月27日	II－1	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	定期見直しに係る修正。(軽微な修正)
令和6年8月27日	II－2	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	定期見直しに係る修正。(軽微な修正)
令和7年9月8日	II－1	令和6年4月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	定期見直しに係る修正。(軽微な修正)
令和7年9月8日	II－2	令和6年4月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	定期見直しに係る修正。(軽微な修正)
令和7年9月8日	8. 人手を介在させる作業		特に力を入れている	事後	定期見直しに係る修正。(軽微な修正)
令和7年9月8日	8. 人手を介在させる作業(判断の根拠)		住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行っている。	事後	定期見直しに係る修正。(軽微な修正)